

## 所得金額の説明

所得の種類	内 容	記入上の注意																																																																																																												
営 業 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、建設業、運輸業、金融業、サービス業など事業から生ずる所得のほか、医師、税理士、作家、俳優、内職、家庭教師、ホステス、大工、各種外交員など事業から生ずる所得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「必要経費」には販売した商品の原価、租税公課、雇用費、雇用者による収入をあげるために必要な経費等が含まれます。</li> <li>年内労働者は、特例料金だけでおり最大55万円を必要経費することができます。</li> </ul> <p>※支払調書のある人は添付してください。</p>																																																																																																												
農 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育などから生ずる所得</li> <li>農機具等の減価償却費が含まれます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「必要経費」には種苗・肥料の購入費、雇用費、農機具等の減価償却費が含まれます。</li> </ul>																																																																																																												
不 動 産	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸家、貸店舗、アパート、貸地などから生ずる所得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「必要経費」には固定資本税、損害保険料、修繕費、管理費、減価償却費、借入れの利子、不動資産料用固定資本の損失等が含まれます。</li> </ul>																																																																																																												
利 子	<ul style="list-style-type: none"> <li>預貯金の利子や貸付信託の分配金などから生ずる所得（源泉分離課税のものは除外）</li> <li>収入金額がそのまま所得になります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「必要経費」には株式などの元本を取得するための借入金のある場合はその利子額が含まれます。</li> </ul>																																																																																																												
配 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式、出資金などの収益の分配から生ずる所得</li> <li>未公開株式で、令和6年中に支払いを受けた配当については要記入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「必要経費」には株式などの元本を取得するための借入金のある場合はその利子額が含まれます。</li> </ul>																																																																																																												
給 与	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料、賃金などから生ずる所得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与の支払金額または源泉徴収票の支払金額を記入してください。</li> <li>日給の人は日給額から計算してください。（残業手当、賞与なども含みます。）</li> <li>給与所得金額の計算は下にあります。</li> </ul> <p>※給与所得の源泉徴収票等を添付してください。</p>																																																																																																												
公 的 年 金 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金、恩給などから生ずる所得</li> <li>収入金額を記入してください。 (公的年金等控除前の収入金額です。)</li> <li>公的年金等所得金額の計算は別表のとおりです。 ※公的年金等の源泉徴収票を添付してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金料や印税、講演料など營利目的とした継続的な副業から生ずる所得</li> <li>記帳、帳簿書類等の保存がある場合もしくは収入300万円超かつ社会通念上事業と認められる場合は事業所得になります。</li> </ul>																																																																																																												
その他の 所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に係る雑所得以外の原稿料や印税、講演料などから生ずる所得</li> <li>支払調書のある人は添付してください。</li> <li>必要経費にあらわれる領収書を添付してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払調書のある人は添付してください。</li> <li>必要経費にあらわれる領収書を添付してください。</li> </ul>																																																																																																												
総合譲渡	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地、建物等以外の譲渡所得で、車両、機械、営業権、著作権、ゴルフ会員権などの資産の譲渡から生ずる所得</li> <li>取得日から5年以内に譲渡されたことによる所得を短期、それ以外の譲渡を長期と記入してください。 特別控除額最大50万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>贈与、懸賞当せん金、競馬、競輪の払戻金、生命保険などの一時的な所得</li> <li>特別控除額最大50万円</li> </ul>																																																																																																												
一 時	<p>◎給与所得金額（給与所得控除後の額）の計算方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等収入金額</th> <th>給与所得金額</th> <th>給与等収入金額</th> <th>給与所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>550千円以下</td> <td>0円</td> <td>1,628千円以上1,800千円未満</td> <td>(収入金額×4)×4×0.6+100千円</td> </tr> <tr> <td>550千円超1,619千円未満</td> <td>550千円</td> <td>1,800千円以上3,600千円未満</td> <td>(収入金額×4)×4×0.7-80千円</td> </tr> <tr> <td>1,619千円以上1,620千円未満</td> <td>1,069千円</td> <td>3,600千円以上6,600千円未満</td> <td>(収入金額×4)×4×0.8-440千円</td> </tr> <tr> <td>1,620千円以上1,622千円未満</td> <td>1,070千円</td> <td>6,600千円以上8,500千円未満</td> <td>収入金額×0.9-1,100千円</td> </tr> <tr> <td>1,622千円以上1,624千円未満</td> <td>1,072千円</td> <td>8,500千円以上</td> <td>収入金額×1.9-1,950千円</td> </tr> <tr> <td>1,624千円以上1,628千円未満</td> <td>1,074千円</td> <td></td> <td>※(収入金額÷4)は千円未満切り捨て</td> </tr> </tbody> </table>	給与等収入金額	給与所得金額	給与等収入金額	給与所得金額	550千円以下	0円	1,628千円以上1,800千円未満	(収入金額×4)×4×0.6+100千円	550千円超1,619千円未満	550千円	1,800千円以上3,600千円未満	(収入金額×4)×4×0.7-80千円	1,619千円以上1,620千円未満	1,069千円	3,600千円以上6,600千円未満	(収入金額×4)×4×0.8-440千円	1,620千円以上1,622千円未満	1,070千円	6,600千円以上8,500千円未満	収入金額×0.9-1,100千円	1,622千円以上1,624千円未満	1,072千円	8,500千円以上	収入金額×1.9-1,950千円	1,624千円以上1,628千円未満	1,074千円		※(収入金額÷4)は千円未満切り捨て	<p>●所得金額調整控除</p> <p>以下に該当する場合は、上の表により算出した給与所得金額から所得金額調整控除額を控除します。</p> <p>1. 給与等収入金額が500千円を超える、次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害者…該当する</li> <li>・年齢23歳未満の扶養親族を有する</li> <li>・特別障害者…ある同一会計配偶者もしくは扶養親族を有する</li> </ul> <p>所得金額調整控除額…(給与等収入金額 × 10,000千円を超える場合は10,000千円) - 8,500千円) × 10%</p> <p>2. 給与所得金額及び公的年金等所得金額があり、給与所得金額及び公的年金等所得金額の合計額が100千円を超える場合</p> <p>所得金額調整控除額…(給与所得金額 × 100千円を超える場合は100千円) + 公的年金等所得金額 (100千円を超える場合は100千円) - 10千円</p>																																																																																
給与等収入金額	給与所得金額	給与等収入金額	給与所得金額																																																																																																											
550千円以下	0円	1,628千円以上1,800千円未満	(収入金額×4)×4×0.6+100千円																																																																																																											
550千円超1,619千円未満	550千円	1,800千円以上3,600千円未満	(収入金額×4)×4×0.7-80千円																																																																																																											
1,619千円以上1,620千円未満	1,069千円	3,600千円以上6,600千円未満	(収入金額×4)×4×0.8-440千円																																																																																																											
1,620千円以上1,622千円未満	1,070千円	6,600千円以上8,500千円未満	収入金額×0.9-1,100千円																																																																																																											
1,622千円以上1,624千円未満	1,072千円	8,500千円以上	収入金額×1.9-1,950千円																																																																																																											
1,624千円以上1,628千円未満	1,074千円		※(収入金額÷4)は千円未満切り捨て																																																																																																											
65歳以上(昭和35年1月2日以後生まれ)の人の 公的年金等所得金額(公的年金等控除後の額)の計算方法	<p>◎公的年金等の収入金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公的年金等の収入金額</th> <th>雑(公的年金等)所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>1,000万円超2,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>130万円未満</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上410万円未満</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>85万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上1,000万円未満</td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>155万円</td> </tr> </tbody> </table>	公的年金等の収入金額	雑(公的年金等)所得金額	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	130万円未満	10万円	130万円以上410万円未満	10万円	410万円以上770万円未満	85万円	770万円以上1,000万円未満	135万円	1,000万円以上	155万円	<p>●公的年金等の収入金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公的年金等の収入金額</th> <th>雑(公的年金等)所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>1,000万円超2,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>330万円未満</td> <td>110万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上410万円未満</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>85万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上1,000万円未満</td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>155万円</td> </tr> </tbody> </table>	公的年金等の収入金額	雑(公的年金等)所得金額	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	330万円未満	110万円	330万円以上410万円未満	75万円	410万円以上770万円未満	85万円	770万円以上1,000万円未満	135万円	1,000万円以上	155万円																																																																																
公的年金等の収入金額	雑(公的年金等)所得金額																																																																																																													
1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下																																																																																																													
130万円未満	10万円																																																																																																													
130万円以上410万円未満	10万円																																																																																																													
410万円以上770万円未満	85万円																																																																																																													
770万円以上1,000万円未満	135万円																																																																																																													
1,000万円以上	155万円																																																																																																													
公的年金等の収入金額	雑(公的年金等)所得金額																																																																																																													
1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下																																																																																																													
330万円未満	110万円																																																																																																													
330万円以上410万円未満	75万円																																																																																																													
410万円以上770万円未満	85万円																																																																																																													
770万円以上1,000万円未満	135万円																																																																																																													
1,000万円以上	155万円																																																																																																													
65歳以上(昭和35年1月1日以前生まれ)の人の 公的年金等の収入金額	<p>◎公的年金等の収入金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公的年金等の収入金額</th> <th>雑(公的年金等)所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>1,000万円超2,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>330万円未満</td> <td>110万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上410万円未満</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>85万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上1,000万円未満</td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>155万円</td> </tr> </tbody> </table>	公的年金等の収入金額	雑(公的年金等)所得金額	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	330万円未満	110万円	330万円以上410万円未満	75万円	410万円以上770万円未満	85万円	770万円以上1,000万円未満	135万円	1,000万円以上	155万円	<p>●公的年金等の収入金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公的年金等の収入金額</th> <th>雑(公的年金等)所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>1,000万円超2,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>330万円未満</td> <td>110万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上410万円未満</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>85万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上1,000万円未満</td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>155万円</td> </tr> </tbody> </table>	公的年金等の収入金額	雑(公的年金等)所得金額	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	330万円未満	110万円	330万円以上410万円未満	75万円	410万円以上770万円未満	85万円	770万円以上1,000万円未満	135万円	1,000万円以上	155万円																																																																																
公的年金等の収入金額	雑(公的年金等)所得金額																																																																																																													
1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下																																																																																																													
330万円未満	110万円																																																																																																													
330万円以上410万円未満	75万円																																																																																																													
410万円以上770万円未満	85万円																																																																																																													
770万円以上1,000万円未満	135万円																																																																																																													
1,000万円以上	155万円																																																																																																													
公的年金等の収入金額	雑(公的年金等)所得金額																																																																																																													
1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下																																																																																																													
330万円未満	110万円																																																																																																													
330万円以上410万円未満	75万円																																																																																																													
410万円以上770万円未満	85万円																																																																																																													
770万円以上1,000万円未満	135万円																																																																																																													
1,000万円以上	155万円																																																																																																													
○別表：配偶者控除および配偶者特別控除の控除額	<p>あなたの合計所得金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>48万円以下 (控除対象配偶者)</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>48万円以下 (老人控除対象配偶者)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>48万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	配偶者控除	48万円以下 (控除対象配偶者)	33万円	22万円	11万円	配偶者の合計所得金額特別控除	48万円以下 (老人控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円	配偶者の合計所得金額特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者の合計所得金額特別控除	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	配偶者の合計所得金額特別控除	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	配偶者の合計所得金額特別控除	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	配偶者の合計所得金額特別控除	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	配偶者の合計所得金額特別控除	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	配偶者の合計所得金額特別控除	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	配偶者の合計所得金額特別控除	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	<p>あなたの合計所得金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>48万円以下 (控除対象配偶者)</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>48万円以下 (老人控除対象配偶者)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>48万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	配偶者控除	48万円以下 (控除対象配偶者)	33万円	22万円	11万円	配偶者の合計所得金額特別控除	48万円以下 (老人控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円	配偶者の合計所得金額特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者の合計所得金額特別控除	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	配偶者の合計所得金額特別控除	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	配偶者の合計所得金額特別控除	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	配偶者の合計所得金額特別控除	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	配偶者の合計所得金額特別控除	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	配偶者の合計所得金額特別控除	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	配偶者の合計所得金額特別控除	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																																																																																											
配偶者控除	48万円以下 (控除対象配偶者)	33万円	22万円	11万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	48万円以下 (老人控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																																																																										
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																																																																																											
配偶者控除	48万円以下 (控除対象配偶者)	33万円	22万円	11万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	48万円以下 (老人控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																																																																										
所得から差し引かれる金額の説明	<p>所得の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>記入上の注意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合控除</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>あなたやあなたと生計を一にする総所得金額等が48万円以下の親族が前年中に災害や盗難を受けたときは、損害金額は損害を受けたときの時価で記入してください。</li> <li>保險などで補てんされる金額は、損害について支払を受けた損害保険金や賠償金などの金額を記入してください。</li> </ul> <p>※領収書添付してください。</p> </td></tr> <tr> <td>医療費控除</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>あなたがあなたやあなたと生計を一にする親族のために前年に支払った医療費等が総所得金額等の10分の5もしくは10万円を超えたときは、その超過した金額を控除。</li> <li>セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を適用する場合、対象となる医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入額が1万2千円を超えるときは、その超過した金額を控除（最高8万8千円まで）。</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	内 容	記入上の注意	総合控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>あなたやあなたと生計を一にする総所得金額等が48万円以下の親族が前年中に災害や盗難を受けたときは、損害金額は損害を受けたときの時価で記入してください。</li> <li>保險などで補てんされる金額は、損害について支払を受けた損害保険金や賠償金などの金額を記入してください。</li> </ul> <p>※領収書添付してください。</p>	医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>あなたがあなたやあなたと生計を一にする親族のために前年に支払った医療費等が総所得金額等の10分の5もしくは10万円を超えたときは、その超過した金額を控除。</li> <li>セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を適用する場合、対象となる医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入額が1万2千円を超えるときは、その超過した金額を控除（最高8万8千円まで）。</li> </ul>	<p>あなたの合計所得金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>48万円以下 (控除対象配偶者)</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>48万円以下 (老人控除対象配偶者)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>48万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額特別控除</td> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	配偶者控除	48万円以下 (控除対象配偶者)	33万円	22万円	11万円	配偶者の合計所得金額特別控除	48万円以下 (老人控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円	配偶者の合計所得金額特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者の合計所得金額特別控除	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	配偶者の合計所得金額特別控除	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	配偶者の合計所得金額特別控除	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	配偶者の合計所得金額特別控除	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	配偶者の合計所得金額特別控除	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	配偶者の合計所得金額特別控除	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	配偶者の合計所得金額特別控除	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																
内 容	記入上の注意																																																																																																													
総合控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>あなたやあなたと生計を一にする総所得金額等が48万円以下の親族が前年中に災害や盗難を受けたときは、損害金額は損害を受けたときの時価で記入してください。</li> <li>保險などで補てんされる金額は、損害について支払を受けた損害保険金や賠償金などの金額を記入してください。</li> </ul> <p>※領収書添付してください。</p>																																																																																																													
医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>あなたがあなたやあなたと生計を一にする親族のために前年に支払った医療費等が総所得金額等の10分の5もしくは10万円を超えたときは、その超過した金額を控除。</li> <li>セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を適用する場合、対象となる医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入額が1万2千円を超えるときは、その超過した金額を控除（最高8万8千円まで）。</li> </ul>																																																																																																													
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																																																																																											
配偶者控除	48万円以下 (控除対象配偶者)	33万円	22万円	11万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	48万円以下 (老人控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																																																																										
配偶者の合計所得金額特別控除	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																																																																										

## 所得から差し引かれる金額の説明

控除の種類	内 容	記入上の注意
社会保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>あなたが前年中に支払った健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、国民健康保険料、介護保険料等の保険料の金額を控除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険の種類、支払保険料及び控除額を記入してください。</li> <li>※控除額は支払保険料の合計額です。</li> </ul>
小規模企業共済等掛金控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>あなたが前年中に支払った第一種小規模企業共済等の掛金の金額を控除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>掛金の種類、支払掛け金及び控除額を記入してください。</li> <li>※控除額は支払掛け金の合計額です。</li> </ul>

## 市民税・県民税申告書の書き方

表面

住所氏名を記入してください

申告期限は3月17日です

## 令和7年度 市民税・県民税申告書 令和7年3月1日提出

刈谷市長	刈谷市東陽町1丁目1番地	フリガナ	カリヤ フクタロウ
		氏名	刈谷市福太郎
現住所	123456789123	個人番号	123456789123
	電話番号	23 111	
令和7年1月1日の住 所		現住所	同上
		翌年度申告書送付希望	

12桁の個人番号を記入してください。

所得の種類	種目・所得の生ずる場所または給与などを支払った者の氏名・名称	収入金額	必要経費等	差引金額
給与	刈谷市立業株式会社	8,850,000		
不動産		240,000	48,000	192,000

8,850,000